

板橋区無料職業紹介所実施要綱

平成22年6月1日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区において生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受給している者及び同法第27条の2に基づき相談を行っている者の経済的・社会的自立を援助するため、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条に基づき無料職業紹介所（以下「職業紹介所」という。）を設置し、無料職業紹介事業を実施するうえで必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 職業紹介所の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 板橋福祉事務所無料職業紹介所
位置 板橋区栄町36番1号（板橋福祉事務所内）
- (2) 名称 赤塚福祉事務所無料職業紹介所
位置 板橋区赤塚六丁目38番1号（赤塚福祉事務所内）
- (3) 名称 志村福祉事務所無料職業紹介所
位置 板橋区蓮根二丁目28番1号（志村福祉事務所内）

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 求人 報酬を払って自己のために他人の労働力の提供を求めることをいう。
- (2) 求職 報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすることをいう。

(対象者)

第4条 職業紹介所により求職することができる者は、板橋区で生活保護を受給している者又は現に板橋区に生活保護等の相談をしている者とする。

(職業紹介責任者)

第5条 区長は、職業紹介事業の次に掲げる事項を管理させるため、職業紹介責任者を職業紹介所に1名以上配置する。

- (1) 求人者又は求職者から申出を受けた苦情に関すること。
- (2) 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- (3) 求人及び求職の申込みの受理に関する業務、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- (4) 職業安定機関との連絡調整に関すること。

(業務内容)

第6条 職業紹介所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 求職者に対する職業紹介及び求人者に対する求職者紹介に関すること
- (2) 求人情報の収集に関すること
- (3) その他区長が必要と認める業務

(就労支援措置)

第7条 前条の業務を行なうため、区長は企業等への紹介状を発行し、また、必要に応じて板橋区就労支援相談事業実施要綱(平成17年3月7日区長決定)に規定する就労支援相談員等に採用面接に同行を命じるなど、求職者の経済的及び社会的自立のため必要な措置をとるものとする。

(求人受理)

第8条 区長は次の各号に掲げる事項を除き、求人票により、求人申込みを受理するものとする。

- (1) 申込内容が法令に違反するとき。
- (2) 労働条件が著しく不相当なとき。
- (3) 労働条件等の文書明示がないとき。
- (4) 社会通念上公序良俗に反する業態と認められる職種。

2 求人票には、労働条件を明示するものとする。

(求職受理)

第9条 区長は、申込み内容が法令に違反するときを除き、求職票により求職申込みを受理するものとする。

(求人票及び求職票の管理、保管及び閲覧)

第10条 受理した求人票及び求職票は、求人管理簿及び求職管理簿に登載し管理する。

2 前項のうち、求人管理簿については、求職者の閲覧に供するものとする。

(個人情報保護)

第11条 職業紹介所の行う業務に関して、求人者及び求職者から得られた個人情報については、法第5条の4、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年板橋区条例第54号)及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則(平成9年板橋区規則第19号)に基づき、適正に管理するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日より施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。